

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第三章 共産党

第九節 九幹部の「地下潜行」、春日正一の逮捕

法務府特別審査局では、六月二七―八日に鬼怒川温泉附近で、臨時中央指導部員などを加えて、党再建その他の問題を協議した形跡があるという理由で、七月三日、さきに公職を追放された共産党中央委員に出頭を求めた。ところがついに徳田、野坂(参)、伊藤(律)長谷川、紺野、志田、春日(正)、松本(一)、竹中の九氏は出頭せず、特審局は彼等が団体等規正令第一〇条「法務総裁は団体等規正令の条項が守られているかどうかを確めるため、必要があるときは関係者の出頭を求め、または当該官吏もしくは吏員をしてその説明を聴取し、もしくは資料その他の物件の提出を求めることができる」に違反するものとして、七月一四日、最高検察庁に告発、これにもとずいて翌一五日、九氏に対する逮捕状が発せられた。また同日、東京警視庁では特別捜査本部を設置した。

しかし、共産党は「鬼怒川会談」説について、七月八日、「特高警察の再来である法務府特審局」が「共産党新旧幹部および事務所に対し、蟻の出入する隙間もないほどに、スパイ、尾行を張りめぐらしながら、今さら鬼怒川会談などをデッチ上げる謀略的態度」が「笑止千万」であると声明したほか、「地下潜行」問題は黙殺する態度をとった。そして、逆に「警察国家再建に反対」する方針をより強く押しだしたのである(たとえば八月一四日の臨時中央指導部声明など)。

ただ、一〇月一三日付の「軍国主義復活のための戦犯追放解除に抗議する」声明などによって、共産党の「地下潜行」問題に対する基本的態度はうかがうことができる。

また、七・七記念日にさいし北京人民日報が掲げた社説「日本人民闘争の現状」にこたえた臨時中央指導部議長椎野悦朗の論文「民族の統一と党の統一」は、はじめて「公然性を拡大し、これと非公然性とを巧みに結合すること」にふれた。同論文の要旨はつぎのとおりである(この論文は重要であるから「非公然」活動に直接関係ない部分も収録しておく)。

一、民族統一戦線

北京人民日報七・七社説が指摘しているように、朝鮮の民族統一に対する帝国主義の武力干渉は、日本に新しい情勢をもたらした。それは日本が、東洋の諸民族の解放運動を圧殺する橋頭堡ならびに軍需工場として、また第三次世界大戦の火薬庫として主要な役割を公然と演じさせられようとしていることである。

このような事態に直面して、日本共産党は、世界平和の擁護と東洋諸民族の解放のために、また日本民族の平和と独立と自由のために、歴史的に重大な任務を負わされている。だがその任務をはたすためには党は長期にわたる複雑で困難な闘争を敢行しなければならない。そしてこの闘争を勝ち抜くためには、広汎な民族統一戦線を結成し

て、帝国主義と、その手先にたいする断乎たる闘争をおこなわなければならない。

これが日本の情勢であり、中国の同志が論文の冒頭に述べている点である。。とくに、繰り返えし強調していることは、民族統一戦線の拡大と強化であって、この成否が日本民族の運命を決定するカギであることを中国の同志は力強く述べている。この統一戦線による民族の独立と平和の擁護のための闘争こそ反帝・反戦闘争の中心である。

ただ、わが国における民族戦線は困難な事情のもとにあり、戦線の広さと強さにおいて、過去の中国の民族戦線にくらべて、はるかに狭くて弱いことを認めなければならない。平和産業の資本家をもふくむ国民の大多数が、三つの要望—平和と独立と自由を熱望しているとき、これらの大衆を大きな愛国戦線に抱擁することにわれわれはまだ成功していないのである。この最大の原因は、われわれの間にあるセクト主義である。

二、党内の統一

北京人民日報の社説は、広汎な民族統一戦線をつくりあげるために、その指導者であり、組織者である共産党の活動について、三つのことを強調している。

第一に党内の統一問題。いかなながら、現在党内に「国際派」とよばれる、わが指導部に反対する分派が発生して、党の統一と規律を攪乱している。分派の諸君の根本思想は、日本の支配者には相対的独自性は全くないという考えである。ここから出発して戦術的には、反帝一本であって、彼等は吉田内閣打倒のスローガンをかかげることもまちがいでであると主張する。

しかし、北京人民日報は、かかる立場に立っていない。帝国主義と「その番犬」(吉田内閣)にたいして、攻撃を集中することを主張している。したがって分派の思想が根本的に誤っていることは、国際的にも批判されているのである。

さらに、彼等は「全面講和」のスローガンは誤りであって「公正講和」でなければならぬと主張した。われわれは、現在の瞬間における講和に関する戦術的スローガンは「全面講和」であることを主張した。中国の同志もやはり「全面講和」のスローガンをかかげているのである。ここでも分派は誤っていることが、国際的にも証明された。さらに彼等はひたすらに国際的革命勢力にたよって、これを日本革命の主力であると主張している。だから日本国内の革命勢力を実際において軽視するのである。

また、彼等の誤った「全一的支配」の理解から、誤った危険な戦術が生れる。すなわち、大衆の日常要求にたいする闘争の軽視、合法場面ですべて非合法一本でゆこうとする傾向、少数「精鋭分子」の大衆から孤立した極左的言動、民族統一戦線にたいする消極的態度などにあらわれている。

彼等が分派に走る動機や主観的意図がどうあろうと、その一部の悪質分派主義者は、党の利益よりも分派や個人の利益を上におき、内部から党の思想的、組織的統一を破壊することに躍起になり、これによって内外の敵に奉仕しているのである。そして彼等は、破産した「理論」にかじりつき、政策の是非ではなくて、政策を生むにいたった手続き問題を主たる論議の対象にし、公然と規律に違反し、新旧指導者のアラさがしや、悪口やデマをばらまくことに熱中し、ただ反幹部という一点だけでミソやクソと一緒に結合しているのである。彼等はもはや黨員たる資格を失って分派主義の鬼になっているの

である。

したがって、これらの分派主義者にたいしてわれわれが、仮借なき態度をとるのは当然である。彼等がその反党的な非をさとり行動をもって徹底的に清算しないかぎり、彼等との闘争は非妥協的である。だから、彼等と調和的、喧嘩両成敗的態度をとろうとする中道分子は「公正」な仮面のもとに、実質においては分派を援助し、激励する有害な役割をはたしている。これらの中道主義者にたいする断乎たる闘いも当然なことである。

しかし、悪質な分派主義者に影響されて、あやまった方向に走った同志が、その誤謬を完全に清算したにもかかわらず、これをあくまで追及して、たたくという態度は、とるべきではない。われわれはこのような同志諸君を歓迎し、あたたかく手を握って、ともに前進することをのぞむものである。

では中国の同志の勧告—党内の統一—は、どうして実現出来るか？それは、現在の指導部を信頼し、その指導部のもとに全党員が無条件で団結して、敵と闘うことである。

分派主義者の主張するように新しい指導部の成立過程と手続きは、規約にはない。しかし、規約に予想しなかった非常事態が発生したのであり、したがって規約の精神にもとずき、非常手段をとることは止むをえないことである。敵の総攻撃をうけている現在、われわれにとって重要なことは、思想と政策の上で一致し基本的にまちがわない方針をとりうる者によって、指導部を構成することである。突然つくられた指導部には、必然的に、不十分や欠点がある。このことをわれわれは否定しない。しかし党員のなすべきことは、分派主義者のように、これを非難し攻撃することに浮身をやつすのではなくて、指導部の強化と仕事の改善のために、あらゆる援助と助言をおしまないことである。

三、公然的活動の拡大

さらに、北京人民日報は公然性の拡大と活用、これと非公然との厳密な区別と巧妙な結合、これによる力の保存について述べている。問題の性質上、ここで、これについての詳論はできないが、党内の一部の分派主義者に、公然性の問題を過小評価する傾向があることを認めなければならない。これを過大評価することは誤りであるが、しかし、活動が困難になればなるほど、公然たる舞台の役割が重要であり、これなしには広汎な大衆との接触と結合とを確保することはむずかしいのである。

ここで、党の組織と人材の保存に関して、一言ふれる必要がある。戦前のわが党の活動は、力の保存についての配慮と方法が、必ずしも十分ではなかった。無防備で敵に突進して、必要以上の党の力を犠牲にした場合があった。この点についても、われわれは中国共産党の経験から学ばなければならない。

四、大衆との結合

最後に、社説は党と大衆との結合を強調している。

一部の党員、特に分派主義者は「新しい事態は、大衆獲得などとのんびりしたことは許さない。少数精鋭分子の英雄的行動を要請している」といい、大衆から孤立した行動に出ようとする傾向が強いのである。

いま党内に、これと反対の傾向もある。内外の敵の攻撃におびえ「意気消沈し、敗北

主義となり、危険で困難な闘争をさけ、ついに脱落するという傾向も一部には生れている。この右翼的傾向にたいしてはいうまでもなく、党は容赦のない闘争をしなければならぬ。

しかし、党の分派挑発、大衆からの孤立という政策を敵がとっているとき、この敵のわなに党をおとしめようとする極左的分派主義者の言動の方が現在の瞬間においては、より有害であり、危険である。大衆から切り離された少数者の行動は、それがいかに勇敢であっても、無力である。

ところが、一〇月七日にいたり「地下潜行」中の一人であった元国会議員春日正一が、名古屋市北区深田町二の六三、ブリッジストーン自転車株式会社名古屋営業所長代理山口正之の私宅で逮捕された。同日中に身柄は東京に送られ、一六日起訴、二七日から東京地裁で公判がひらかれた。なお、山口正之も犯人蔵匿の理由で二八日に起訴され、一一月二二日から春日公判と併合して審理されることになった。しかしながら、いずれも年内には結審せず、また、他の「地下潜行」中の共産党幹部も逮捕されないまま越年した。

春日正一の逮捕当時、共産党東海地方委員会は、つぎのような声明を発表している。

同志春日の検挙をきっかけとして、敵は地下生活を余儀なくされた旧党幹部にたいしいよいよ気ちがいのような追及をはじめた。彼等のねらいはどこにあるか、いうまでもなくこの機をのがさず、党組織を破壊する口実をでっちあげること、党を大衆から孤立させることである。そのためただ団体等規正令による出頭命令に応じなかったにすぎない同志春日に、また同志春日を宿泊させただけの山口氏にたいしてまで、あたかも重大犯人でもあるかのような汚名をかぶせ、人権を全く無視する特高的な追及を行っている。そればかりではない。名古屋とその周辺では、駅といわず電車の交差点にまで警官をはりこませ、まったくかわりもない人々まで調査に名をかりて尾行、尋問を行っている。本屋、喫茶店、のみ屋など人の集りそうなところにはスパイ網がはりめぐらされていることもかくれもない事実である。

戦前にもまさる特高的取締りが、今度の事件を機会に公然と姿をあらわした。

われわれには多くの欠陥があり、まだまだ敵の乗ずるすきをもっている。どんな事態にも屈せず、大衆の先頭に立ち、大衆の要望にこたえる途は、いうまでもなく、党と大衆との結びつきを一そう強め、大衆に信頼され、大衆自身によって守られる党となることである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
